

川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取
扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市交通局（以下「交通局」という。）が発注する工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項を定める。

(申立ての対象)

第2条 設計書に係る積算内容の疑義申立ての対象となる入札は、交通局が発注する工事に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）とする。

2 申立ての対象となる疑義は、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。以下「積算疑義」という。）とする。

3 第1項による入札の開札後、交通局は落札決定を保留し、入札をした者（当該入札の参加資格通知を受けた者のうち、入札を辞退した者及び入札を行わなかった者を除く。）に対し、保留通知を送信（電子メールアドレスを持たない者にはファクシミリで送信）する。

(申立て手続)

第3条 入札参加者（積算疑義の対象となる入札に参加した者をいう。以下同じ。）は、積算疑義があるときは、保留通知を送信した日（「保留通知日」という。以下同じ。）の翌日から、これを申し立てることができる。

2 前項に規定する申立ては、保留通知日の翌日から起算して3日目の正午までに積算疑義申立書（第1号様式）を工事担当課長（公告又は指名通知に記

載された工事担当課の長をいう。以下同じ。)に提出することにより行う。

3 入札参加者は、前項に規定する申立てを行うにあたり、保留通知日の翌日から起算して2日目の17時までの間に金額入り設計書を閲覧することができる。

4 前項に規定する閲覧を行うには、金額入り設計書閲覧請求書(第2号様式)を工事担当課長に提出しなければならない。

5 入札参加者は、第2項及び前項の提出にあつては、当該入札の保留通知の写しを添付しなければならない。

6 第1項から第3項に規定する期日及び期間は、川崎市の休日を定める条例(平成元年6月19日条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除いて定めるものとする。

(申立ての回答)

第4条 積算疑義の申立てがあつたときは、工事担当課長は積算内容を確認し、積算疑義申立て期間終了後、当該入札に係る落札者の決定又は入札の取消しの前までに、当該申立てに対する回答を書面により行うものとする。

(申立て結果の取扱い)

第5条 積算疑義の申立てがあつた入札の取扱いは、前回の回答に基づき、次の各号のとおりとする。

(1) 積算内容に誤りがない場合は、当該入札事務を続行する。

(2) 積算内容に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる等、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められるときは、当該入札を中止し、それ以外のときは入札事務を続行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以降に公告する入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 8 月 8 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）川崎市交通局長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名及び連絡先

積算疑義申立書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申し立てます。

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 保留通知日
- 4 申立て内容及び理由

※ 当該申立て書の提出にあっては当該入札の保留通知の写しを添付してください。

※ 申立て内容は、具体的に記載してください。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）川崎市交通局長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名及び連絡先

金額入り設計書閲覧請求書

次の工事の入札に係る金額入り設計書の閲覧を請求します。

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 保留通知日

※ 当該請求書の提出にあつては当該入札の保留通知の写しを添付してください。